資比率が10％以上のものに限る（乙型にあっては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない。）。

また、当該施工実績が当機構の発注した工事である場合には、工事成績評定点が65点以上のものに限る。

ただし、当機構の発注した工事のうち工事成績評定点の通知を受けていない工事又は一部しゅん功し引渡し済みの工事（当該工事の主たる目的物の引渡しに限る。）においても、要件を満たす場合は施工実績とすることができる。

⑷　当機構の施工実績がある場合は、工事種類「プレストレストコンクリート」における令和３年度及び令和４年度の当機構の工事成績が、２年連続で平均が60点未満でないこと。

⑸　工事全般の施工計画が適正であること。

⑹　共同企業体の全ての構成員又は単体有資格者は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該工事に専任で配置できること。

なお、その配置方について、「監理技術者制度運用マニュアル（平成16年３月１日国土交通省総合政策局　建設業課）」によるものとする。

ア　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

イ　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格者の配置予定技術者は、平成20年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。）した⑶①の施工経験を有すること。

出資比率が第２位（３者の場合）の構成員の配置予定技術者は、平成20年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。）した⑶①又は②の施工経験を有すること。

出資比率が最下位（最下位の構成員が同率で複数の場合は、そのうち１者に限る。）の構成員の配置予定技術者は、施工経験を必要としない。

当該施工経験が共同企業体の構成員としての経験である場合には、出資比率が10％以上のものに限る（乙型にあっては、分担工事の経験に限るものとし、出資比率は問わない。）。

また、当該施工経験が当機構の発注した工事である場合には、工事成績評定点が65点以上のものに限る。

ただし、当機構の発注した工事のうち工事成績評定点の通知を受けていない工事又は一部しゅん功し引渡し済みの工事（当該工事の主たる目的物の引渡しに限る。）においても、要件を満たす場合は施工経験とすることができる。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

エ　経常建設共同企業体にあっては、全ての構成員が、アの要件を満たす配置予定技術者を本工事に専任で配置できること。

また、構成員のうち少なくとも１者の配置予定技術者が、イの要件を満たす施工経験を有すること。

なお、入札後の措置として、契約額が建設業法施行令第27条第１項で定める金額の３倍未満の場合においては、構成員のいずれか１者が、ア及びイの要件を満たす配置予定技術者を専任で配置することで、残りの構成員の配置予定技術者は専任を要しない。

また、監理技術者の場合はウの要件についても満たしていること。

⑺　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構理事長から「北海道地区」において独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成15年10月機構規程第83号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑻　１⑵に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本関係若しくは人的関係のある建設業者でないこと。

⑼　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

⑽　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、当機構公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑾　「工事全般の具体的な施工計画及び工事目的物の性能又は機能の向上に関する技術提案（以下「技術提案」という。）に係わる具体的な施工計画」が適正であること。

「技術提案に係わる具体的な施工計画」の提出にあたって、入札説明書の別冊図面及び別冊示方書に参考として示された図面及び示方書等（以下「標準案」という。）と異なる施工方法（技術提案）で施工する場合の具体的な施工内容を示した施工計画書を提出すること。「技術提案に係わる具体的な施工計画」が適正と認められない場合に、標準案に基づいて施工する意思がある場合には、標準案による施工計画を併せて提出すること。

また、標準案に基づいて施工しようとする場合には標準案による施工計画を提出すること。

３　総合評価に関する事項

⑴　入札の評価に関する基準　本工事の総合評価に関する評価項目は次のとおりとする。

ア　品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性

イ　工事全般の具体的な施工計画

ウ　工事目的物の性能又は機能の向上に関する具体的な施工計画

エ　ワーク・ライフ・バランス関連認定制度における取得状況、「労務費見積り尊重宣言」の取組状況又はカーボンニュートラルに資する認証制度における取得・参加等の状況

⑵　総合評価の方法　価格及び提案に係わる総合評価は、標準点、施工体制評価点及び加算点の合計を当該入札参加者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

ア　標準点　⑴に示す評価項目の提案が標準案の要求要件を満足する場合、標準点100点を与える。

なお、標準案に基づく入札参加者には、標準点100点のみ与える。

イ　施工体制評価点及び加算点

施工体制評価点は、⑴アに示す評価項目について、最大30点を与える。

加算点は、⑴イからエまでに示す評価項目について、合計で最大30点を与える。

なお、⑶におけるヒアリング結果によっては、加算点を減ずることがある。

⑶　施工体制確認のためのヒアリングの実施

施工計画等（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。

⑷　技術提案の採否　技術提案の採否については、競争参加資格の確認の通知と併せて通知する。

⑸　落札者の決定方法

ア　入札参加者は、価格及び⑴に示す評価項目の提案をもって入札し、次の㋐から㋒までの全ての要件を満たす者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

㋐　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

㋑　⑴に示す評価項目の提案が標準案の要求要件を満足していること。

㋒　評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値に対して下回らないこと。

イ　アにおいて、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。

４　入札手続等

⑴　担当支社等　〒060―0002 札幌市中央区北二条西一丁目１番地（マルイト札幌ビル６階）
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構　北海道新幹線建設局　総務部　契約課
電話011―231―3489　電子メールアドレス keiyaku.spp@jrtt.go.jp

⑵　入札説明書の交付期間及び方法

ア　交付期間　表―１①のとおり。

イ　交付方法　当機構ホームページからダウンロードすること。

アドレス　https://www.jrtt.go.jp/

なお、ダウンロードするためにはパスワードが必要であり、パスワードは電子入札システムにおける本案件の調達案件概要欄に掲載する。

ただし、やむを得ない事情により上記交付方法により難い者は⑴に連絡し、別途交付方法について指示を受けること。

⑶　申請書及び資料の提出方法、期間及び場所

ア　提出方法　電子入札システムにより提出書類通知書及び施工計画提出通知書を送信するとともに、申請書及び資料は提出先へ持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）すること。また、契約担当役から承諾を得て紙入札方式へ移行した場合は、申請書及び資料を持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。

イ　受付期間　表―１②のとおり。

ウ　提出先　⑴に同じ。